

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会運営要綱

平成 30 年 4 月 26 日

委員長 決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会規則（平成 30 年 3 月規則第 38 号）（以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第 2 条 委員会に、次の部会を設置する。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 事故救済制度に関する専門部会 | 定数 15 名以内 |
| (2) 認知症初期集中支援事業運営関連部会 | 定数 15 名以内 |
| (3) 認知症の診断に関する専門部会 | 定数 15 名以内 |

2 前項の各号に掲げる部会への委任事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 部会は、部会長が召集する。ただし、部会長が互選されるまでの間、保健福祉局長が召集する。

4 第 2 条第 1 項各号に定める部会の定数は、議事に関係のある特別委員が出席するときは、この限りではない。

5 部会で決議された事項は、委員会の決議とみなす。

6 部会長は、部会の審議の経過又は結果を委員会に報告するものとする。

(施行細目の委任)

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 26 日より施行する。

別 表（第 2 条関係）

部会への委任事務

1 事故救済制度に関する専門部会 (1) 事故救済制度に関すること
2 認知症初期集中支援事業運営関連部会 (1) 認知症の早期介入及び生活支援, 並びに認知症初期集中支援事業の運営及び評価等に関すること。
3 認知症の診断に関する専門部会 (1) 認知症の診断方法及び診断制度等に関すること。